

会 議 名	令和5年度 第1回港区児童福祉審議会	
開 催 日 時	令和5年6月5日（月）午後6時30分から午後7時30分まで	
開 催 場 所	港区子ども家庭総合支援センター2階会議室	
委 員	（出席者）岡田委員、押切委員、小橋委員、白川委員、武田委員、種谷委員、福島委員、福田委員、松原委員、三浦委員、村上委員、横堀委員 （欠席者）なし	
区 関 係 者	子ども家庭支援部長 児童相談所長 子ども家庭支援部子ども若者支援課長 子ども家庭支援部保育課長 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 児童相談所児童相談課長 児童相談所相談援助担当課長	中島 博子 田崎 みどり 矢ノ目 真展 桑原 砂美 石原 輝章 中島 由美子 菅原 正興
事 務 局	子ども家庭支援部子ども政策課長	横尾 恵理子
傍 聴 者	5名	
会 議 次 第	<開会> 1 委員委嘱について 2 委員長・副委員長の選出、所属部会について 3 各委員・区関係者紹介 4 令和4年度の各部会の開催状況について 5 令和4年度の港区児童相談所の運営状況について <閉会>	
配 付 資 料	資料1 令和5年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿 資料2 令和4年度保育部会の開催状況について 資料3 令和4年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について 資料4 令和4年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について 資料5 令和4年度港区児童相談所の運営状況報告について 資料6 港区児童福祉審議会条例 資料7 港区児童福祉審議会条例施行規則 資料8 港区児童福祉審議会部会設置要綱	
会議の結果及び主要な発言		
委員長	<p>それでは定刻になりましたので、本日までご出席いただきありがとうございます。  令和5年度第1回港区児童福祉審議会を開会いたします。  始めに事務局から本日の出席状況資料確認、本日の流れについて説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>それでは本日の出席状況資料と、本日の流れについてご説明させていただきます。  皆様全員おそろいいただいております。  ありがとうございます。  定足数である過半数は確認できておりますので、本審議会の方は成立しております。  なお、村上委員、小橋委員、白川委員は、本日、オンラインでご参加をいただい</p>	

委員一同	<p>ておりますので前方のスクリーンを皆様ご覧いただければと思います。 次に資料を確認いたします。 事前に配布させていただいております、次第及び資料の1、2、3、4、5、6、7、8でございます。 お手元に資料が無い場合には事務局の方にお知らせいただければと思います。</p>
事務局	<p>(過不足なし)</p> <p>次に、本日の流れでございます。 本日は委員委嘱、委員長、副委員長の選出、所属部会について事務局からご報告をし、各委員、関係者紹介で、お名前の方を読み上げさせていただきます。 そのあと、令和4年度の各部会の開催の状況について、各部会の部会長よりご説明をいただきます。 そして事務局より、令和4年度の児童相談所の運営状況をご報告させていただきます。 開催にあたりまして、当審議会の議事録を作成するために録音をさせていただきますので、ご了承お願いいたします。 発言される際には、事務局職員の方から、マイクをお渡しさせていただきますので、マイクを使用いただきまして、ご発言いただくよう、よろしくお願いいたします。 オンラインで参加されていらっしゃる委員の方々は、ご発言をされる際に、マイクをオンにいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 また、本会議の方は公開で、傍聴の方が可能となっております。 個人の方が特定されるような内容につきましては、十分ご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。 説明の方、以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。 お手元に議題等がございますが報告事項含めてご覧いただければと思います。 終了時刻は午後8時半を予定しておりますが、これは議論の進み具合によって、終了時間が前後することをご承知おきください。 それではまず議題に移ります。 次第の1「委員委嘱について」です。 事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは委員委嘱についてです。 本来、皆様の席を回って、武井港区長から、委員の皆様へ委嘱状を直接交付すべきところですが、今回公務のために、委嘱状は、机の上に交付をさせていただきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。 任期は2年で、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。 皆様どうぞよろしくお願いいたします。 なお、オンラインでご参加いただいている委員の方々につきましては、後日郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
委員長	<p>次第の1はこれで終わりにしますが、よろしいでしょうか。 はい。それでは、次に次第の2「委員長・副委員長の選出、所属部会について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次第の2です。</p>

「委員長・副委員長の選出・所属部会について」でございます。  
資料の1、令和5年度港区児童福祉審議会委員名簿、それから区関係部課長名簿をご覧ください。  
3月末に委員の皆様のご意向を確認させていただきました結果、委員長は松原委員、副委員長は横堀委員が選出をされました。  
また、所属部会につきましては、保育部会が、岡田部会長、種谷委員、村上委員。里親・子どもの権利擁護部会が、横堀部会長、押切委員、武田委員、福島委員、三浦委員。  
そして、児童虐待死亡事例等検証部会が、松原部会長、小橋委員、白川委員、福田委員となりました。  
説明は以上です。

委員長

委員長・副委員長の選出、それから、所属部会について報告をいただきました。ご質問等ございましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは任期2年、この構成で、皆様方よろしくご協力お願いしたいと思います。それでは続きまして、次第の3「各委員・区関係者紹介」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは次第の3「各委員・区関係者紹介」です。  
本日は、令和5年度第1回の児童福祉審議会になりますので、事務局の方でお名前を読み上げさせていただきますので、お返事いただければと思います。  
まず、この会場にお越しにいただいている委員の皆様から読み上げさせていただきます、次に、オンラインで参加していただいている3名の委員の皆様を読み上げさせていただきます。  
それでは、資料1の委員名簿の順にご紹介させていただきます。  
聖徳大学短期大学部保育科教授 岡田委員。  
建築士 種谷委員。  
青山学院大学コミュニティ人間科学部教授 横堀副委員長。  
慶福育児会麻布乳児院院長 押切委員。  
明治学院大学社会学部社会福祉学科非常勤講師 武田委員。  
弁護士 福島委員。  
ぼれぼれクリニック院長 三浦委員。  
明治学院大学名誉教授 松原委員長。  
弁護士 福田委員。  
次にオンラインでご参加いただいています委員の方々をお読み上げさせていただきます。  
前方スクリーンをご覧ください。  
常磐短期大学 幼児教育保育学科 准教授 村上委員。  
共立女子大学 家政学部 学部長 白川委員。  
鴨川市立国保病院 病院長 小橋委員。  
次に、区関係者をご紹介させていただきます。  
資料1に記載している職員の順に紹介させていただきます。  
初めに、子ども家庭支援部長、中島博子です。  
次に、児童相談所長 田崎みどりです。  
次に、子ども家庭支援部子ども政策課長の私、横尾です。  
次に、子ども家庭支援部子ども若者支援課長 矢ノ目真展です。  
次に、子ども家庭支援部保育課長 桑原砂美です。  
次に、子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 石原輝章です。  
次に、児童相談所児童相談課長 中島由美子です。  
最後に、児童相談所相談援助担当課長 菅原正興です。  
以上の委員の皆様、それから区関係者で令和5年度の港区児童福祉審議会を実施させていただきます。  
改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長	<p>ありがとうございました。 事務局の方々にもよろしくお願ひしたいと思ひます。 次の議題に移りたいと思ひます。 次第の4「令和4年度各部会の開催状況について」です。 まず保育部会から始めたいと思ひます。 保育部会について、岡田部会長説明をお願ひいたします。</p>
岡田委員	<p>保育部会部会長の岡田でございます。 令和4年度保育部会の開催状況についてご報告させていただきます。 資料の2をご覧ください。 まず、1 保育部会の所掌事項についてでございます。 所掌事項は保育所の設置認可に関する事項等でございます。 次に開催状況についてでございます。 令和4年度は5回開催いたしました。 保育所の整備着手前に、その計画の認可基準の適合状況を確認する計画承認が4件。 それから、開園前に再度、認可基準への適合状況を確認する、設置認可が3件でございました。 保育部会では事務局からのご説明、それから公認会計士からの財務状況の分析等のご報告を受けまして、子どもたちが使いやすい設計になっているかどうか、財務状況は大丈夫か等を部会で審議を行った結果、すべての案件について、適当であると答申いたしました。 また、当年度においては、区内の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査結果に関する報告や、そしてそのアンケートを踏まえて策定された「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子供を取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」による今後の取組についても議論いたしました。 本施策については部会でも多面的で具体的な施策であると、一定の評価されましたので、引き続き幅広い子育て支援策の展開をお願ひしたく思ひます。 また、配慮が必要なお子さんに対する保育や、保育士の虐待問題など、保育の質の向上は今後の大きな課題の一つとなっております。 今後も区が主体となって区全体の保育の質の向上に取り組んでいただきたく思ひます。 以上、ご報告でございますけれども、私この1年間における感想を述べさせていただきますと、やはり港区は、待機児童問題を含めてですね、保育所開設に本当に迅速に積極的に取り組んでいるなどという印象を持ちました。 それから先ほどの30の子育て支援策、これも我々の部会で非常に話題になったことでもあります。 その中で子育てするなら港区っていうそういうフレーズが、あるんですが、本当にその通りの施策だなというのを感じました。 今後は子育てするなら港区をさらに、子育てするなら港区が一番となるように、我々もアドバイスさせていただきたいなと思っております。 これは私の1年間の感想でございます。 続きまして部会のメンバーである、種谷委員それから村上委員にも、1年間の感想を述べていただきたく思ひます。 まず、種谷委員からお願ひいたします。</p>
種谷委員	<p>種谷です。よろしくお願ひいたします。 私は普段は保育園をはじめとして、児童福祉施設の設計や、いろいろな相談に乗っているんですが、今回の港区の審議をさせていただきました感想としては、港区はやはりこう地価が高い関係で、スペースが厳しいなというふうに思ひました。 保護者の方からのいろいろな相談事が増えている中で、相談室ですとか、それか</p>

ら職員の休憩室などが、十分にできているところは少ないかなと思います。ただ区からの支援としてはものすごく恵まれていて、使いやすい綺麗な施設にはなっているので、お子さん達は幸せなんじゃないかなと思っております。あと保護者の方々も、かなり満足度が高いのではないかなと思っております。以上です。

岡田委員

ありがとうございます。  
村上委員からよろしく願いいたします。

村上委員

昨年度1年間務めさせていただきまして、保育園の設置認可に関する事項は6園ほどあったと思います。  
先ほど種谷委員がおっしゃったように狭い敷地で、条件的にはなかなか厳しいものもあるんですが、中にはとても独特で斬新なアイデアを提案してくる事業者さんもいらっやいまして、とても頼もしいなと思って、拝見し、審議させていただきました。  
具体的に言っているのかわかりませんが、斬新なアイデアを盛り込んだ、ちょっと社会実験的な、提案なんかもあったりしまして、さすが港区ならではの印象を受けました。  
また就学前児童に対する子育て支援については、保護者の方々にアンケートを行い、そこから出てきたニーズを30の支援策にまとめられるという、我が国の子育て支援のモデルと言っても良さそうな大変肉厚な支援策が出てきており、私も大変勉強させていただいたかと思っております。  
以上です。

岡田委員

ありがとうございます。  
令和4年度の保育部会の開催状況は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。  
各委員から感想も含めてご報告いただきました。  
保育部会所属以外の委員の方々で何かご質問ご意見があれば伺いますが、いかがでしょうか。  
よろしいですか。  
それでは質問等はないようですので次に、里親・子どもの権利擁護部会について横堀部会長お願いします。

横堀委員

里親・子どもの権利擁護部会部長をさせていただきます。  
どうぞよろしく願いいたします。  
私からは、令和4年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について報告をいたします。お手元の資料3をご覧ください。  
まず1の所掌事項についてでございます。  
里親の認定に関する事項等となっております。  
2 開催状況です。令和4年度は9回開催いたしました。  
里親の認定に関する事項は、養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する養育家庭が7件。  
養子縁組を目的として、子どもを養育する養子縁組里親が7件の、合計14件でございました。  
受託に対する動機や受託児童の養育に関する考え方等について、それぞれのケースを確認し、部会で審議を行いました結果、委員からのコメントを必要部分には付した上で、すべての案件について里親として適当であるという審議結果を答申いたしました。  
里親の登録の更新は報告案件でございます。  
更新7件、認定取消1件の報告がありました。  
里親の住居環境や現在の状況等について、細かな報告を受け、ともに確認しながら

ら、意見交換をいたしました。

児童またはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合における、当該措置に関する事項につきましては、審議事項が2件、報告事項が2件ありました。

保護者や子どもの意向、子どもの心身の状態、これまで児童相談所がどのような方針で、どのように関わってきたのかなどを確認し、審議事項につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると答申いたしました。

被措置児童等虐待の届出通告につきましては、1件受理いたしました。

港区が児童相談所設置市となってから初めての受理となります。

また、児童相談所の一時保護の状況や、子どもの意見表明権の保障として、アドボケートによる意見聞き取りの結果報告を大変丁寧に受けました。食事や子どもたちの日中の過ごし方、職員の方たちの対応等につきまして把握するとともに、一時保護中の子どもたちのいろいろな思いを受けとめ、意見や要望を尊重した業務を児童相談所が行えているかという点について議論して確認をいたしました。以上が、この部会で扱ってきたことのご報告となります。

この1年間、微力ながら部会長として関わりをもたせていただきました立場から、若干感想の方を申し述べたいと思います。

多くの必要なことがらを議論する中で、さまざまな取組み状況を共有し、多くのことを考えさせられたという感想を抱いております。

部会の中心となります事項のひとつに、里親認定や登録更新等の検討がございます。里親になりたい、続けたいという方の思い、各家庭の状況を受けながら、子どものいのち、生活発達、それらをすべて抱えることを覚悟し、受けてくださろうとする里親家庭において、養育が成り立つためにどういうことが必要かを協議しました。子どもの最善の利益の観点から、里親家庭に対して、児童の委託後、どう支援をしたらいいか、各家庭へのマッチングにあたってどういった留意があるか、児童の委託時や委託後に確認が必要と思われる点は何かなどを具体的に議論いたしました。そうした一つひとつの確認部分が有意義だったとふり返ります。一方、児童相談所設置2年目にあたる昨年度は、一時保護所で保護されている子どもたちの生活の実際、生活支援やアドボカシーの取組についても丁寧なご報告を定期的に受けました。

それらの中でも特に、外部から入られて、子どもの思いに耳を傾けるアドボケートの方たちのとられた逐語記録を読ませていただくことで、一次保護のあり方、保護中の生活支援のあり方について検討しました。子どもたちは多様な状況に置かれていますが、保護からその先につないでいくような心理的支援、日常生活支援のあり方、移行期の支援のあり方をともに議論することができました。

このような質的な議論ができましたこと、深く感謝しております。

こうした一つ一つの取組の実際につきまして、部会開催の度にともにふり返るとともに、何が大切かということを考える機会をいただけるように思います。

委員の皆様、それからご関係の皆様の見解を、今後も重ね合わせながら、今年度の活動を作り上げていきたいと考えています。

それでは委員の皆様から一言ずつ意見をお願いしたいと思います。

ご発言の順番ですが、押切委員、武田委員、福島委員、三浦委員の順にお願いをいたします。

なお、押切委員は今年度着任の委員でいらっしゃいます。昨年度はご不在ですが、先月、一度参加していただいた部会がございましたので、ご着任後どのようなことをお感じになられているかご発言いただけたらと思います。

それでは押切委員からよろしく願いいたします。

押切委員

私は先月5月に1回、部会の方に参加させていただき、子どもの権利擁護が、まず第1で、より慎重な対応が必要だと感じました。また、港区、児童相談所と子ども家庭庁が連携をとりながら、慎重に対応していただいているということがよくわかりましたので、私としてもまた身が引き締まる思いでしっかりと今後、参加をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

武田委員

昨年度里親についてですけれども、すごく関心のある方たちが多いという状況がよくわかりました。  
里親の認定数も多かったと思うのですが、ただ傾向としては、結構年齢が高い方たちも多く、実際の委託に関しては現状どのように、進めていくのかという辺りはまた今後の課題なのかというふうに感じております。  
レスパイトや、里親さんの支援という部分に関しては、今後も一層工夫が必要で、またそのあたりについては、一緒に考えていけるといいというふうに感じた次第です。  
それと子どもの権利擁護に関しましては、とてもお子さんたちの意見を毎週のように聞き取っているという状況で、大変詳しい一時保護所での様子がわかりまして、非常に様々な子どもたちの意見を聞くことができました。  
そういう意味では、細々とした子どもたちの生活の隅々の希望を、かなりとても小さいことも中にはあったかと思いますが、その辺りもくみ取りながら、子どもがこれから、自分でいろんなことを選択していくことを、皆で支援していくという方向をまた探していければいいと感じました。  
一時保護所の皆様や里親の支援をなさっている支援側の我々委員も含めて、一緒にやっぱり検討していくということが大事というふうに感じた次第です。  
ありがとうございました。

福島委員

港区の特性と思うのですが、外国籍の方が、目立つ状況かなと思ひまして、そうすると日常生活の言語であるとか、文化、考え方、生活習慣等が、日本で生まれて日本で育った方とは違うところがあるというところまで目配り、気配りをする必要が出てくるような案件が見られるため、その点注意しながら、活動してきました。  
それと、始まる所を皆様一生懸命検討するんですが、終わりは国際相続が生じるため、相当事務手続きとか手間暇は大変だろうなというのを、この生まれたての子どもにどこまでやってもらうのかなというのを少し遠い未来を思いながら活動しています。  
以上が感想です。これからもよろしくお願いいたします。

三浦委員

医療の立場から、新しく里親の候補者になれる方に、健康状態の把握として、これまで自己申告であったものをできるだけ健康診断を受けていただくという方向にできたことは、よかったのかなと感じました。  
今年もよろしくお願いいたします。

横堀委員

委員の皆様、ありがとうございました。  
引き続き、いろいろな議論を丁寧にしていける部会でありたいと思います。  
どうぞよろしくお願いいたします。  
令和4年度の里親・子どもの権利擁護部会の開催状況の報告は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。  
ただいまご説明いただきました里親・子どもの権利擁護部会について他の委員からのご意見ご質問等はございますでしょうか。  
9回の開催の中でシビアなケースも議論されたと思います。  
個人の情報の保護のことがありますから、ここで詳しくは、議論できないと思いますが、ご質問を受けたいと思います。  
よろしいでしょうか。  
それでは質問等がないようですので、次の部会に移りたいと思います。  
続きまして、令和4年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況についてです。  
これは、私が部会長ですので、私から報告させていただきます。

資料の4をご覧ください。

所掌事項は、児童虐待を受けた事例の分析、児童虐待の予防、早期発見等の調査及び研究、そして検証になります。

開催状況は、令和4年度は、部会を1回開催しました。

内容は、令和4年度に発生した港区内の多子世帯のご家庭のお子さんが亡くなられた事案についてです。本事案の原因が虐待等ではないことから、令和3年度に策定いたしました港区検証事例基準に基づき、本部会の検証対象に該当しないことと判断いたしました。

一方で、本事例を関係機関で振り返ることで、教訓を経て、今後の多子世帯の養育支援のあり方について、役立てていくため、事案検証を行うことといたしました。

1年間やってきました。これはこの部会は開店休業になっているのが、一番いいと思うので、港区で、適切な子育て支援が行われてるなという、そのベースがあるんじゃないかというふうに判断しております。

令和4年度の事案につきましても、所掌事項で挙げました予防とか支援ということに着眼をして、皆さんと検討していけたらなというふうに思っております。

まだ議論途上ですので、今後報告書を上げていくことになろうかと思えます。

それではまず、福田委員、一言お願いいたします。

福田委員

会議の開催は1回だけということで、この会議においてはこの当該事案が検証対象に当たらないということを確認する会議だというふうに理解しておりました。そこで議論は終わるのかなと思いましたがそこをそうではなくって、対象ではないけれど、さらに、こういった虐待が原因でなかったとしても、小さな命を救うためには、こういった支援があればよかったのか、多子世帯の今後の課題は何かと、そういうことを議論しようという流れになりまして、その場で非常に活発な議論がなされたと感じております。

こういう形で虐待事例ではなかったとしても、こうした命が失われた事案を丁寧にすくいとして、議論していこうとする姿勢はとても素晴らしいなというふうに感じた次第です。

引き続き、当該事案についてこの後検証を続けていくということなので、真摯に向き合っていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

委員長

それでは続きまして小橋委員お願いいたします。

小橋委員

私の方も、今回この事案の検証の会議に参加させていただきまして、実際に本事例は、虐待死による死亡ではないということになったんですけれども、やはり子どもとその家族に関してですね、今回この子どもが亡くなったという事案からやはり学ぶところ、そして同じような問題を抱えるご家族に、次に同じことが起こらないために、やはり私たちには何かできることがあるのではないかという委員の先生方の強い思いには本当に感銘を受けました。

ここで検証が終わってもいいところで、しっかりとそこを議論して、ちゃんと次につなげていくという、一つ一つのプロセスが、私も非常に大切だなというふうに思った次第です。

今後も、こういった会議が開かれないことが一番ではあるんですけれども、開かれた際にはですね、やはりその1例1例を丁寧に、やはりいろんな視点から検証を行い、ちゃんと次につなげていけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長

ありがとうございました。

白川委員お願いいたします。

白川委員

検証部会では、港区の検証実施基準を0から委員で作り上げていったというところ



ろがございます。  
今回は該当しないという、検証対象には該当しないということだったんですが、他の委員もおっしゃったように、再発防止のためにどのようにしていったらいいのかという支援について、かなり丁寧に議論することができました。多子世帯の養育の場合、例えば保育園に子どもを2人以上預けているときに、同一の園の方が望ましいと思うんですが、そういうことが実現できないようなときに、保護者が子育てにストレスを感じることも等もあるのではないかと意見も出たかと思うんですが、やはり港区としてそのような丁寧な多子世帯への配慮が非常に必要なのではないかというふうに感じました。または、保育園、小学校、中学校等に学校種が異なるところに子どもを通わせている場合行事や、様々な書類への対応とか、大変な状況にあるかと思しますので、そういったあたりを子どもに関わる学校、保育関係の人たちが、そういう多子世帯の人たちへの家庭へのサポートを強固なものにしていく必要があるのではないかというふうに感じた次第です。今後もこのような議論を進めていきたいと思っております。以上です。

委員長

ありがとうございました。  
資料の4に挙げております一番最後、このことについては令和5年度中に報告書を作成する予定になっております。  
以上でございます。  
児童虐待死亡事例検証部会についてご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。  
よろしいですか。それでは質問等がないようですので、次第の4はこれで終わりになりますが、その前に3つの部会全体を通じてご質問等がございましたら、お受けいたします。或いはご意見等ございましたらいかがでしょうか。  
よろしいですか。  
はい。ありがとうございました。  
それでは次第の5、令和4年度の児童相談所の運営状況について、事務局からお願いいたします。

児童相談課長

それでは、資料5を用いまして、児童相談課長から、令和4年度港区児童相談所の運営状況についてご説明をさせていただきます。  
まず項番の1、児童相談受付についてです。  
表の通りになりますが、相談受付の総数は、令和4年度は1,346件でした。令和3年度の1,251件から増加している状況になります。  
内訳につきましては、それぞれが増加しているということですので、相談内容の割合等については、ほぼ同じように推移しているということになります。  
続きまして項番の2、一時保護についてです。  
令和4年度の保護児童数総数は55名、令和3年度96名、そこからは大きく減少している状況です。  
これについては、検証しましたが、明確な原因を、見つけることはできませんでした。  
ただ、考えられる要因としては、例えばコロナでご家族が罹患していて、お子さんを預かる数が、令和2年度は減っているとか、令和3年度は開設初年度のため、0から始まっていますが、令和4年度はすでに入所中の児童がいるため、そこからの数となるなど、いろいろな要因が複合的に合わさっていると考えております。  
また、特別区の児童相談所設置区は開設2年目、同じような状況であることがわかりました。  
次に一時保護所の様子です。児童の権利擁護の観点から一人一人に合わせた対応というところを意識して、所全体で工夫しているところです。  
一時保護所の職員はもちろん、児童相談所すべての職員が、保護児童にとって過ごしやすい状況となるよう、ニーズを把握しながら取り組んでいます。  
例えば、通学が必要な児童であれば、学校になるべく通えるようにしており、令

和4年度は、高校、中学、小学校計10名の児童が在籍校に通学した実績があります。

また、開設2年目というところで、特徴が少し出てきています。保護日数が250日を超えた児童が3人おりました。いずれも、施設入所の調整に時間を要したもので、年度の変り目まで一時保護所で過ごすこととなったケースでした。

また、特別な配慮が必要な児童もおり、例えば親子関係における愛着の課題等から暴言、暴力などが見られる児童がおり、個別の対応を行いました。それに伴う職員体制の確保に苦慮し、児童福祉司や児童心理司にヘルプを頼んだり、所全体で支え合いながら乗り越えたこともありました。

経験の浅い一時保護所の職員も多く、メンタル的に疲弊してしまうような状況が見られ、そういった職員を組織的に支える取り組みもしっかりやっていきたいと考えているところです。例えば、中堅職員の育成等などに、取り組み始めています。

次のページ項番3、社会的養護の施設等への措置についてです。

数については表記の通りになります。

施設入所にあたっては、児童福祉司だけでなく、場合によっては一時保護所の職員が、子どもと一緒に施設見学や、引継ぎを行うなど、丁寧な対応行っています。

こうした取り組みについて、施設側からは、特別区に見相が設置されたことで、職員がこまめに訪問してくれ、連絡を密に取ることができ、児童相談所との距離がより近くなったという言葉もかけていただいています。

次に、(2)里親の登録状況です。

現在区内の里親は、養育家庭養育里親が17家庭、養子縁組里親が24家庭で、それぞれ両方登録している6家庭を含む状況になっています。

区の見相開設前から引き続きになりますが、養育家庭に委託中の家庭は5家庭です。

また、6家庭には特別養子縁組を前提として、令和4年度内、児童を委託した実績もあります。

項番4、児童の権利擁護の取り組みです。

一時保護中の児童については令和4年度は週に1回実施しており、3ヶ月に1度、里親・子どもの権利擁護部会で報告しています。

毎週実施していることで、例えば長期の保護になっている場合、施設入所を控えているなど、場面ごとに子どもの気持ちの変化を見ることができます。

職員も、普段から観察し、状況を受けとめるようにしていますが、第三者のアドボケートに話す内容から、子どもたちが将来のこと、不安に思っていることなど、私たちが気づかないようなことも色々と考えていることを知ることができ、とても良い機会になっていると感じています。

今年度も、毎週実施しており、大切に組みんでいけたらと感じているところです。

最後になりますが、令和4年度も第三者評価を実施しました。評価の中では子どもの意見を運営に反映していることや、生活のあらゆる場面で子どもに寄り添った取り組みが行われていることを評価されました。

一方で、開設間もなく経験が少ない職員も多くいるため、共通の認識のもとで運営ができるように、様々な実務マニュアルの作成等について指摘をされました。こちらについては、夏までには必要なマニュアルの確認や内容について整理していこうと考えています。説明は以上になります。

委員長

ありがとうございました。  
ご質問、ご意見等をお受けしまして、いかがでしょうか。

A委員

全国統計見ると虐待の数が増えていて、それは心理的虐待が増加したのが大きな貢献をしてるんですが、先ほどのご説明の中で港区は、それも含めてほぼ同等のパーセンテージで増えてるというご説明がございまして、それで理解は間違いないでしょうか。

児童相談課長	はい。
A委員	<p>全国統計を見ると心理的虐待がかなり増えている一方で、場合によると身体的虐待が減っています。</p> <p>港区の場合には、それぞれの4つの虐待が同様に増えたというのは何か要因がありますか。</p>
相談援助担当課長	<p>全体の数としては微増というところが1点と、それから心理的虐待、面前三D Vがほとんどですけれども、5割から6割というその辺の割合はほとんど変わっていないというところになります。</p> <p>それから身体的虐待の数は、減りますけれども、その割合の傾向としては、大体3年か4年でそんなに大きく変わりはありませんでした。</p> <p>今後、その割合や傾向がどうなっていくのかは難しいところですが、令和4年度はそういう形で経過したということです。</p>
A委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>警察からの通告数が、動かないと、性的虐待もそんなに増えてこないと思いますので、ここ数年見てみないとわからないと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委員長	他の委員の方がでしょうか。
B委員	<p>アドボケイトの方々が聞き取った子どもたちの意見、私たちが気づけなかったようなことも出てきているとお話伺ったんですが、差し支えない範囲で具体的に、どういうお話が子どもたちから出てきているか、お聞かせいただけますでしょうか。</p>
児童相談課長	<p>高校受験期を控えている児童が、それまでは周りに自分の気持ちをしっかり伝えることができず、弱い自分に負けてしまい、中学校に行けなくなったことがあったが、高校になったら、そこをきちんと自分で乗り越えて、自分の気持ちを話せるようになりたいというようなことを、アドボケイトで話していた姿を知り、私たちが思ってる以上に、しっかり考えており、驚いたというような例がありました。</p>
B委員	<p>質問の意図としてはそのケースワークの中で、その福祉司たちが聞きとる情報以上のものが、子どもたちから出てくるというのは、やはりアドボケイトの第三者性というところがそこを引き出すのか、上手に聞き出すためには、どこにその原因というか理由があるのか考えたものですから、何か福祉司では話せなかったことが、アドボケイトで出てくるということであれば、今後のケースワークのあり方としても、学ぶところがあるんじゃないかなと思った次第です。</p>
児童相談課長	<p>ケースワークの中で児童福祉司と子どもが話す内容が、どうしても親子関係ですとか、家庭のことについてなどで、本人たちも、嫌なことにも向き合わなければいけない場面となり、苦しい気持ちになることもあると思います。</p> <p>一方でアドボケイトは遊びながらですとか、特に何の制約もない中で、一時保護所の職員とまた違う、存在として、ポロツといえるような場面もあります。子どもにとってそれぞれ大人の役割分担があるようなイメージになるかと思います。</p> <p>いろいろな人が話を聞くことで、補完し合える運営ができるといいのかなと考えております。</p>
B委員	よくわかりました。

委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>私は児童相談所の運営状況報告についての質疑を終えたいと思います。</p> <p>全体通じて、港区の子ども家庭福祉施策についてのご質問や、ご意見はありますでしょうか。</p> <p>里親支援は、相当今、国の方も強く意識していると思いますが、今後何か具体的な変化がありそうですか。</p>
相談援助担当課長	<p>児童福祉法の法改正の中で、里親支援センターが含まれておりまして、新たな展開があると予想しております。ちょうど今、5年度に入りまして、具体的な里親支援センターの設置について、これから国の説明があるというところで概要しかわかっておりませんが、そういった準備をしないといけないということで、我々としては考えているところであります。</p> <p>3年度オープンの中から、フォスタリングのチームと一緒に、事業拡大について、取り組んでいるところでございます。児相も、せっかく区に児相が立ち上がったので、なるべく多くの機会に里親さんと交流していきたいと考えております。つい先日の土曜日、里親交流会行いまして、区内の養育家庭の方や養子縁組家庭の方にお集まりいただきました。</p> <p>我々職員一同、いろいろ話し合いをしたり、里親さんの実践報告等も聞きながら、そういった一定の時間を過ごしました。</p> <p>そういった中で、今後里親支援センターをどういう形で作っていくか、港区の里親さんのリアルな声が聞けてよかったなと思っております。そういったものを生かしながら、今後進めていきたいと考えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の委員の方いかがでしょう。</p>
C委員	<p>ちょっといいですか。</p> <p>そうしますとここにある「フォスタリングチームみなと」というのが現在どういう活動してるのかちょっと教えていただけたら。</p>
相談援助担当課長	<p>里親フォスタリング機関ということで、乳児院の里親の支援の専門員の方々に来ていただいて、そちらに業務委託をするという形で、例えばクルートであるとかPRであるとか、先ほどお話したような交流会のイベントを企画、運営していただくとか、細かいことをやっています。</p> <p>ただ、我々児童相談所がそちらに丸投げするということではなくて、そのスタッフの方が実際児童相談所の執務室に机を構えていただいて、我々里親の担当職員がおりますので、一緒に視線で、同じ事業に取り組んでおります。</p> <p>家庭訪問や、里親さんの話を聞いたりというような面接と一緒に立ち会うなど、活動内容は多岐にわたっております。</p> <p>一応形式としては、業務委託になりますが、そういった活動をしてもらっております。</p>
C委員	<p>何名ぐらいのスタッフさんがいらっしゃるんですか。</p>
相談援助担当課長	<p>常時4名、固定したメンバーで来ていただいています。</p>
C委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>

D委員

先ほども部会の報告の中で少々ふれましたが、港区児相の取組が開設から3年目を迎え、随時部会での報告を聞く中で、子どもの声を聞く取組が丁寧に重ねられてきていることについて、とくに意味深く重要と感じております。

先ほども、ケースワークに加え、アドボカシーの両方をどう活かして子ども・家庭への支援体制を作るかという話が出ましたが、港区は、1児相設置であり一時保護所も1ヶ所体制ですので、いろいろな気づきを実践レベルで得られた際、現場に返したり調整したりするスピードがとても速いことをよく感じます。

日頃の積み上げですね。一時保護中の子どもたちは、福祉司等児相職員と話したりして自分や家庭の諸事情をわかってはいる、けれども自分はこんなふう感じていたんだ、こんな気持ちなんだと気づくこともあります。それら自分の気持ちをあれこれ話す中で確認していくこともあるでしょう。言ってみれば気持ちの吐き出しをすることで自分の調整をしているような子どもの姿も報告の中では出てくるということです。置かれた状況は厳しいけれども諸状況について受けとめある程度言語化できていく姿、大人社会に対して理不尽だと思っていることも表現していく姿もありました。子どもの声を聴くことは多面的に子どもに寄りそっていくことです。日々アドボカシーの取組を進めながら、子どもの支援のあり方を考え、対話の機会をつくっていくこと、生活の中で本当はこうしたいという思いを言える関係、環境を保障することが支援過程において重要だと思います。

週1回アドボケイトさんが入られていること自体も、他の自治体と比較しても先駆的だと思います。昨年度の取組を聞いていますと、アドボケイトの方が子どもにとって徐々に身近になってきて、子どもたちも型にはまった面接の場という意識でなく、生活の中に組み込まれている自然さ、日常性も生まれ、そのことも意味があると感じます。

家庭が課題を抱えていることも多く、なかなか自分の思いだけで事態が動いていかない構造のなかで子どもの多くは一時保護になっていると思われれます。ですので、子どもの側に立ち、子どもの気持ちに沿って一緒に考えていく日々の取組の成果を子どもの実感に届けることが大事だと思います。そういった支援のプロセスをこれからも試みながら丁寧に作っていただきたいと思います。

ところで、先日、私のゼミの学生と一緒に制度に関する文献を読んでおりましたら、一時保護所に保護されている子どもは学校に通えませんと書ききってありました。そこで、いや、違う保護所もあるよ、と話しました。港区では一時保護中の子どもの通学保障もできない場合もあると思いますが、配慮と工夫をしながらなされています。そのことも強みかなと思います。また、このような都市部の立地条件にあることで、建物外の地域の社会資源を一時保護中の子どもに活かす難しさもあるだろうと私はとらえていましたが、工夫しながら、子どもたちと一緒に外に出たり、外の環境を取り込んだりすることもされているとわかりました。人数少ない子どもたちとの生活づくりかとは思いますが、個別に状態が異なることと思いますので、一時保護中も子どもたちの育ちを保障していただくことを引き続きお願いしたいと思います。

先ほど子どもに関わる一時保護所の職員の方たちを支えていくことも重要といった報告を受けましたが、里親も一般家庭の親たちも、同じ構造があります。要は子どもに一番近いところにいる人を支えるという働きを社会的にいかに作っていくかは課題だと感じるわけです。被措置児童虐待の案件を部会で受理した経験をいたしまして、このことの課題を重く深く考えさせられています。子育て、子育ち、社会的養育が成り立つよう、関係者がより協働するところから里親支援も築いていけると思いますが、児童相談所のケースワークもより活かせるのではと考えます。こうした子ども・家族支援、養育支援の質的なあり方を一緒に考える機会を部会や、このような場でも引き続き作れたらと思っております。質問ではなく、意見でした。

委員長

ありがとうございました。

他にいかがですか。

それでは大体今日のところはご質問ご意見等は、これ以上は出ないというふうに

判断させていただいて、予定していた議題はこれで終わりとします。  
事務局から事務連絡等お願いします。

事務局

そうしましたら皆様本当に遅くまで丁寧な議論、どうもありがとうございました。  
本日の議事録につきましては、内容を確認させていただくため、後日各委員の皆様の方にお送りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。  
連絡は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。  
これにて令和5年度第1回港区児童福祉審議会を終了いたします。  
皆さん大変お疲れ様でしたありがとうございました。  
ありがとうございました。